

平成27年第1回羅臼町議会定例会（第1号）

平成27年3月9日（月曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第27号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 7 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 議案第 1号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第11 議案第 2号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正
予算
- 日程第12 議案第 3号 平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第 4号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会
計補正予算
- 日程第14 議案第 5号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計予算
- 日程第15 議案第 6号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第 7号 平成27年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第 8号 平成27年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予
算
- 日程第18 議案第 9号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会
計予算
- 日程第19 議案第10号 平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て
- 日程第21 議案第15号 羅臼町青少年問題協議会条例を廃止する条例制定について
- 日程第22 議案第17号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
(日程第14、議案第5号から日程第22、議案第17号

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	高村和史君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	鹿又政義君		8番	佐藤晶君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	浦崎頼男君
教育委員長	石川勝君	企画振興課長	川端達也君
総務課長	太田洋二君	税務財政課長	高橋力也君
納税担当課長	長屋修二君	環境生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	対馬憲仁君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
地域包括支援センター課長	斉藤健治君	水産商工観光課長	堺昇司君
水産商工観光課長補佐	平田充君	水産商工観光課長補佐	田澤道広君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	中田靖君
社会教育課長	石田順一君	会計管理者	野理幸文君

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	松田伸哉君	次長	丸山晃君
--------	-------	----	------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成27年第1回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

定例会会期日程表及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番湊屋稔君及び2番田中良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から3月11日までの3日間とし、議案調査等のため、3月10日は休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月11日までの3日間とし、議案調査等のため、3月10日は休会とすることに決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

本日、第1回羅臼町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かと御多用のところ、万障繰り合わせ、全員の御出席を賜りましたことにつきまして、まずもって御礼を申し上げます。

ただいま開会に先立ちまして村山議長に対し議長職としての活躍と功績により、全国町村議会議長会より表彰を受けられたことに対しまして、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも町政発展のため御尽力いただきますよう念願するものでございます。大変、おめでとうございました。

ここでお許しをいただきましたので、5件行政報告をさせていただきます。

1件目は暴風雪の対応についてであります。

平成27年の新しい年を迎えて以来、羅臼町を初め根室管内全域にわたり50年に一度の大雪に見舞われており、町民の皆様には連日の除雪に追われ大変な思いをしていることと思います。

これまで毎週のように大雪、暴風雪等の警報が発令されており、北海道開発局や北海道、北海道電力などの関係機関と連携をとりながら警戒に当たっているところであります。

しかしながら、たび重なる大雪や暴風雪に国道や道道、町道の除排雪が進まない状況であり、町民の皆様には大変、御不便をおかけしていることと思います。

幸いに、これまでは大規模な被害がなく安堵しておりましたが、3月4日に町道の雪庇落とし作業中の作業員が滑落し負傷、また3月5日には国道335号の峯浜地区で雪崩が発生し、車両3台が巻き込まれる被害が発生いたしました。幸いにして人身事故がなく安堵したところであります。

また、3月6日には知松保健福祉館が雪の重みにより一部破損していることが判明し、現在、復旧対応を検討しているところであります。

今後、気温が上がるとともに雪崩の心配がありますので、防災無線等で注意喚起をしてみたいと思っております。

なお、たび重なる暴風雪対応に伴う除排雪費用について専決処分させていただきましたので御理解を賜りますようお願いいたします。

2件目は、北海道社会貢献賞の受賞についてであります。

本年度の北海道社会貢献賞につきましては、去る平成26年12月17日北海道知事より佐藤晶議員が受賞されましたので御報告申し上げます。

北海道では、多年にわたり地方自治の進展に貢献された方々に感謝し、その功績を末永く顕彰するため、北海道社会貢献賞、自治功労者の制度を設けております。佐藤議員におかれましては、平成7年5月に町議会議員に当選以来、5期19年間にわたり地方自治の振興発展に貢献した功績が顕著であると認められ、このたびの受賞となったものであり、町民を代表し祝福を申し上げますとともに、今後とも町政の振興発展に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

次に、3件目は特旨叙位の特別叙勲の伝達についてであります。

平成26年12月29日に御逝去されました元羅臼町議会議員、故大沼八郎氏が正六位に叙されました。大沼氏におかれましては、平成10年秋の叙勲にて勲五等双光旭日章を受章しており、さらに昭和30年5月から平成7年4月までの間、10期40年の長きにわたり羅臼町議会議員として在職し、議会の円滑な運営に尽力し高邁な政治信念を持って羅臼町の振興発展に寄与した功績が認められ、このたびの叙位となったものであります。

去る2月19日、大沼氏自宅におきまして奥様であります大沼チャ様に対し伝達を行ったところでございます。

4件目は、第67回全国優良公民館表彰についてであります。

全国の社会教育活動を行う施設において、優秀な成果を挙げていると認められる優良公民館全国77館に羅臼町公民館が選ばれ、その優良公民館の中から特に優秀とされた優秀館5館に選出されました。3月4日に文部科学省において教育長、担当職員により事業の成果を発表してまいりました。

対象なった事業につきましては、ふるさと体験教室、知床キッズであります。この事業は、地元の自然、野生鳥獣、産業等について体験を通して楽しみながら学習し、ふるさとを愛する心を育成することを目的とし、年10回のプログラムを実施しているものであります。

今後さらに充実した事業となるよう、努力してまいる所存であります。日ごろ連携をいただいております関係機関の皆様には感謝を申し上げ、報告といたします。

5件目は、お手元に配付してございます羅臼地方卸売市場における3月5日現在の鮮魚取扱高の状況でございます。

トータルで申し上げますと、取扱数量では対前年の60.7%、金額では79.4%と非常に減少している状況でございます。各魚種を通じての減少であります。昨年に比べ暴風雪等による出漁日数が少ないこともあり、今後の漁獲が心配されるところであり、資源の回復と、さらに漁獲高の増に期待をしております。

以上、5件、行政報告をさせていただきました。よろしくようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。

4件お伺いします。

1件目、町は2月20日、2015年度予算案を発表しました。これによると一般会計は前年度当初比4.9%減の35億6,562万、4特別会計と水道事業会計を合わせた総額は前年1.9%減の57億9,000万円と報道されています。

今定例会で新年度予算案を審議することになりますが、この後、予算審査特別委員会が設置され、その中で各会計の説明、質疑、総括が行われますので、私の新年度予算案についての質問は基本的な考え方についてお答えいただきたいと思います。

初めに、2015年度予算編成における問題点と重点政策についてお伺いします。

次に、政府は緊急経済対策として住民生活等緊急支援のための新交付金を決定しました。総額で4,200億ですが、その背景には消費税増税や円安による物価上昇などに苦しむ国民の生活実態と地域経済の衰退があります。

政府は、2月中に各自治体が実施計画案を事前提出し、年度内に交付を決定するとしていますが、羅臼町の交付額、目的、交付の考え方、そして当町の活用対応実施計画についてお答えください。

次に、1月と2月の暴風雪災害の対応についてお伺いします。

短期間に1.5メートルを超える降雪は私も余り経験がありませんが、今回の大雪と強風で被害に遭われた方にまずお見舞いを申し上げます。

この雪害に対する町の取り組み対応については、時系列で資料もいただいています但警戒本部、対策本部の設置、自衛隊への支援要請、役場職員の出動、そして高齢者世帯への対応など、町の迅速かつ適切な判断、行動にまず敬意を表したいと思います。

資料によると、国道が大雪で閉鎖になり、当町が陸の孤島になったのは昭和49年に2回、60年に1回ということで、今回、30年振りに陸の孤島となりました。もう既に7回を超えて道路閉鎖が行われています。

地球規模で環境が変化していると言われる今日、今回のような状況は降雪期、町として常に想定し対策を講じておかなければなりません。その上で、暴風雪災害に対する避難施設整備に関して羅臼町の避難施設の概要と厳寒期、停電時対応可能な避難施設の状況についてお答えください。

次に、羅臼高校の維持存続に向けて現在の施設の状況、生徒数の推移、維持存続に向けた必要施策についてお答えください。

次に、今年度実施事業、福祉灯油の申請状況をお伺いし、再質問を留保して1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま坂本議員より4件の御質問をいただきました。

1件目は、2015年予算案に関して2点の御質問であります。

1点目の予算編成における問題点と重点施策についてであります。平成27年度の予算編成に当たり、基本的には町長、町議会選挙があることから骨格予算となります。継続的な事業は含まれていますが、経常経費を中心に編成した予算となっております。

まず歳入についてであります。町の基幹産業である水産業の水揚げ高の回復を見込むことが困難なことや、固定資産の評価がえによる町税の調定額の減少に伴い歳入額も減少しているところであります。

町税と地方交付税で歳入の約73%を占めている我がまちとしては、まことに厳しい財政状況にあることは言うまでもありません。

また、歳出につきましては人件費、扶助費、補助金等が64.4%を占めており、極めて弾力性のない財政構造となっております。総額35億6,562万9,000円の予算でありまして、前年対比4.9%の減額になったところであります。町税収入の減額等の影響から財政調整基金3,900万円を取り崩し調整をしたところであります。

今後とも、財政の体質強化を図り安定して住民サービスを提供するためには人件費の見直しを含め、経常経費について抜本的な改革が必要と考えるところであります。

次に、重点施策についてであります。前段申し上げましたとおり、地方統一選挙の年であり、当町も町長、町議会議員の選挙を控えておりまして経常的経費と継続事業を主とした編成としたところであります。

また、平成26年度補正予算として、地域創生先行型事業、地域消費喚起・生活支援事業等の地域振興の活性化を図るための経費として4,908万3,000円を計上したところであります。

2点目の地域住民生活緊急支援のための交付金に関して、予算額、目的、交付の考え方、羅臼町の活用方法についての御質問であります。

本交付金の目的と交付の考え方につきましては、国が地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分にスピード感を持って対応を絞った対応や仕事づくりなど、地方が直面する構造的な課題へ実行のある取り組みを通じて地方の活性化を促していくことを目的に平成26年度補正予算に盛り込まれたものであり、二つの交付金で構成されており、本定例会の補正予算へ上程させていただいております。

具体的には回復のおくれる地方の消費喚起や生活を支援し、緊急経済対策の速やかに、かつ着実な実施を図ることを目的とした地域消費喚起・生活支援型交付金事業と地方版総合戦略の策定を支援し、「しごと」と「ひと」の好循環の確立を目的とした地方創生先行型交付金事業となっております。

この交付金は、国として推奨する施策などを例示いう形で示されておりますが、最終的

にどのような事業をどのように組み合わせて実施していくかは地域の実情に応じた各地方公共団体に委ねられております。

こうした裁量性と同時に地方公共団体へは事業の目標値の設定と計画、実施、評価、改善の四つの視点による検証効果など、実施責任が求められているのが大きな特徴であります。

予算額と活用方法につきましては、地域消費喚起・生活支援型交付金事業は各市町村の人口規模や財政力指数、経済センサスにおける事業所に関する集計などを勘案した算式により示された交付金限度額が1,521万5,000円であります。当町では、交付金を活用して地元消費の拡大と地域経済の活性化を図るため、プレミアム付き商品券の発行を計画しており、このプレミアム付き商品券を実施する市町村に対して、北海道がプレミアム分の一部を5%以内で支援することとなっております。

具体的には、商品券の額面に国の交付金を利用した20%と北海道の支援分5%で、合計25%のプレミアム付き商品券を発行する予定であります。

例えば、消費者が1万円の商品券を購入した場合、2,500円分のプレミアムがつくこととなります。商品券の販売時期や購入方法など、詳細につきましては今後、商工会と協議しながら進めて行く予定であります。

地方創生先行型交付金事業の予算につきましては、人口規模や財政力指数、就業者数、転入、転出数などを勘案した算式により、交付金限度額が3,031万8,000円となっております。この交付金は、平成27年度から5カ年の地方版総合戦略を策定することが求められており、地域の特色や地域資源の活用を生かした地域内で「しごと」や「ひと」の好循環が図られる施策を実施するための地方版総合戦略の策定並びに地方版総合戦略策定に先行して行う事業に対する交付金であります。

当町で計画している事業内容は、地方版総合戦略策定事業のほかに、交流人口の拡大を図るための観光振興事業や創業支援、販路開拓を目指した漁業振興事業、未利用資源の開発支援事業、農業振興事業、女性の社会進出支援事業と少子化対策事業などを計画しておりますが、交付金のスケジュールが非常に短い期間の中で進められており、現在、国と協議を進めているところであります。

事業の詳細につきましては今後、関係機関や団体と協議しながら4月以降に事業が実施されるよう進めてまいります。

2件目は、暴風雪災害に対する避難施設整備に関して2点の御質問であります。

1点目は、羅臼町の避難施設の概要についての御質問であります。避難施設につきましては羅臼町防災ハザードブックに掲載されているとおり、災害の種類にかかわらず各町内の福祉館や各小中学校、幼稚園など27施設を避難場所としております。

暴風雪災害の場合は、そのときの状況により開設場所を判断しており、近年の開設実績では峯浜町福祉館、春日町福祉館、春松中学校、羅臼町役場を開設しております。また、その際は水、食料、毛布、暖房器具などを用意し受け入れております。

2点目は停電時対応可能な施設状況との御質問であります。

停電時に自家発電機が整備されている施設は春松小学校と役場庁舎の2カ所です。また、停電時に備えるため平成25年度にガスボンベ式発電機10基、平成26年度ガソリン式発電機6基を整備したところであります。

3件目は、高校の維持存続に向けた対策に関し3点の御質問であります。

1点目は、現在の施設の老朽化やスペースの状況等についての御質問であります。現在の校舎につきましては、昭和53年7月に着工、昭和54年12月に完成し、築35年を経過しておりますが、平成9年に屋内体育館の暖房改修、平成10年度から平成12年にかけて大規模改修が行われております。

現状としては、老朽化が進んでいると聞いておりますが、学校運営については特に大きな支障はなく運営されていると伺っております。また、近年の少子化を背景に生徒数は減少傾向にあることから、校舎内のスペースについても支障なく運営されていると伺っております。

2点目は現行生徒数と次年度以降の入学予測生徒数についての御質問であります。

26年度当初の羅臼高校の生徒数は1年生21名、2年生51名、3年生35名、計107名であります。また、平成27年度の羅臼高校への進学予定者は41名との情報を得ております。

なお、今後の予測ですが現在、小中学校に在籍する児童生徒がそのまま進級するとした場合の平成28年度以降の中学3年生の生徒数は28年度48名、29年度59名、30年度51名であり、これに近年の羅臼高校への進学率68.3%をもとに進学予定者を予測した場合、28年度は32名、29年度は40名、30年度は34名程度と推測されます。

現在、北海道においては、公立学校の配置計画に関して地域別検討協議会等を開催しながら統廃合も含め見直し等が行われているところであります。羅臼高校についても今後の生徒数の状況によっては現状のままでの維持存続が難しくなることも危惧される所であり、進学者の確保に向けた取り組みが必要であると思っております。

進学者確保に向けた取り組みとしては、高校では中学3年生の保護者を対象にした入学説明会や町教育委員会主催による進学説明会を実施するなどして、羅臼高校進学のメリットなどを中心にPRしながら地元高校への進学を呼びかけてきているところであります。

また、近年の羅臼以外の高校への進学理由の傾向を見ると部活動を重視して選択しているケースも少なくないことから、羅臼高校では中高の部活動交流の推進や中学校から高校に継続できる部活動について検討が行われており、27年度はソフトテニス部の新設も計画されているとのお話を聞いているところであります。

さらに、知床の自然環境を生かした自然環境科目郡を教育課程に取り入れた特色ある取り組みも行われていることから、これらをより魅力ある教育活動として発展させ、町外からの進学者も視野にしたPR、受け入れ体制等についても今後検討していく必要性も想定

されるところであります。

いずれにいたしましても、羅臼町は根室管内においても他市町から遠隔の地域であり、地元高校の存在は大変重要であると認識しており、町としても羅臼高校の維持存続に関して北海道の動向を注視しながらできる限りの支援、対応を図ってまいりたいと考えております。

4件目は福祉灯油の申請状況についての御質問であります。

福祉灯油購入費助成事業につきましては、冬期間の生活に欠かすことのできない暖房にかかる灯油の著しい価格高騰が低所得者世帯に大きな負担を招く恐れがあることから、一定所得以下の世帯の経済的負担の軽減を図るため、灯油購入費の一部を扶助し、もって福祉の向上を図ることを目的にその年の灯油価格の動向を考慮して実施しているところであります。

なお、2月26日現在の申請件数は76件となっており、1月8日から3月23日までの申請期間を設けておりますが、受付開始前の12月から町政だよりを2回発行するとともに、防災行政無線でも今まで7回放送のほか、今後も3回の放送を予定しているほか、民生児童委員協議会に対しても協力をお願いするなど、きめ細かく周知広報活動を実施し、申請件数の向上に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問をいたします。

最初に福祉灯油事業の申請状況ですが、2月26日現在76世帯ということですが、先般聞いたのは217世帯が対象ということだと何%になるのですか、これは。30%ちょいくらいですか、パーセントで言えば。

町長からお話がありましたが、この福祉灯油の制度は高齢者、障害者、ひとり親世帯などの非課税世帯を中心に現金や灯油券、商品券を支給する制度ですが、2014年度、今年度ですね、新年度ではなくて、今年度は管内4町が実施しています。自治体ごとに対象数や申請方法、支給方法、期間などに違いがありますが、羅臼町を除く中標津町、別海町、標津町のこの間の福祉灯油の申請率は担当のほうでつかんでおりますか。つかんでいられるようであればお答えください、自治体別に。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 管内の申請状況につきましては、今のところ状況をつかんでおりません。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 同じ福祉灯油の制度なのですが、1月30日に新聞で報道されたものがあります。

1月30日現在ですが、期間それぞれ違います。中標津3月末、標津町2月末、別海町3月末、羅臼町は3月23日となっておりますが、1月30日現在の申請率、対象者数がそ

それぞれ違いますので申請率だけで言いますと中標津町は1月30日現在で50%、標津町は95%、別海町28%、羅臼町はこの段階では数世帯というふうに書いてあります。

私、2月26日の日に中標津町と別海町に直接電話をして2月26日現在の申請率どのくらいになりましたかと問い合わせをしました。中標津町では、その段階では70%まで来ている、別海町は60%まで来ている、標津町はもう1月30日の段階で95%いっていますので、ここは聞きませんでした。

今、お答えありましたけれども、羅臼町は対象世帯数は先ほど町長はおっしゃらなかったのですが、羅臼町は対象数が217世帯で、申請実績が76ということですから、申請率が約30%強くらいかなと思うのですが、やはり管内他の3町と比較するとはるかに低いのですよね。

それでは、自治体別に同じような内容で商品券とか現金とかでやっているのですが、自治体別に申請率にこれほどばらつきが出るのはどのような理由があると町は考えていますか、お答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 申請率の差につきましては、1月30日付の新聞報道によりますと周知方法ですとか、領収書の有無、申請の勧奨の関係ですとか、それぞれ自治体の取り組み方に差がありますので、それが原因というような御指摘をいただいているところがございますが、町といたしましては周知広報活動に力を入れまして、それで取り組んでいるところがございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 私なりに、こう思うというのは正しいかどうかちょっとわかりませんが、私なりの判断で申し上げますと周知方法と領収証の有無の問題がやはり大きいのかなというふうに思っています。

中標津町で周知方法は町内会で回覧するのと民生委員から呼びかけたと、領収証は不要です。2月26日現在で70%ですから、今3月9日ですから、もうちょっとふえているのかなと思います。中標津町はそして現金振込です。

標津町の95%なのですが、ここは文書で直接通知をすると、対象者に。領収証は不要。

別海町は新聞折り込みで領収証は必要です。当町は広報、防災無線等でやって、先日の広報にも大きく1枚目で載りました。領収証がいと。

周知方法と申請手続きの違いがあるのかなと思うのですが、もう1点お伺いしますが、このこういう制度を決めて、対象世帯数が決まって、内容も決まって、期間決まっている、こういうものに対して町では目標値、予算決まっているのですが目標値の設定はしてはいないのですか、お答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） まず、対象見込み世帯数についての考え方について確認

をさせていただきたいのですけれども、あくまでも対象世帯数217件につきましては、必ずしも該当者ということではなくて、該当すると思われる方としての217件であります。

課税状況につきましては、税務課職員以外入手することができないものでありますので、所得階層から非課税の割合をもとに対象世帯数を推計して、障害者や生活保護世帯などの状況を加味し、補正予算の根拠にしているものでありますので、あくまでも本人からの申請時に課税状況閲覧の同意を得て、初めて課税状況が確認され該当の有無を判断できるものでありますので、対象世帯数は対象見込み世帯数となるものでありますので、予算など必要額の積算のために仮に押さえている数値であることをまずもって御理解いただきたいと思います。

その上で、事業の目的は福祉灯油助成事業につきましては冬期間の生活に欠かすことのできない暖房費の経済的負担の軽減を図ることを目的としておりますので、その目標の率というのは特段押さえてはおりませんが、より多くの対象世帯の方にこの制度が行き渡って効果を発揮していただけるように周知活動ですとかについて取り組んでいるところでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山修一君） 坂本議員済みません、暫時休憩させていただきます。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（村山修一君） 再開いたします。

坂本君。

○6番（坂本志郎君） 対象者数は見込みであるということについては理解をいたします。

ただ、どちらにしても町によってこれだけの差が出るということは、やはり何か問題があるのかなというふうには考えられるわけです。そういう点で、この制度は課長も今、お話がありましたけれども、福祉灯油というふうに名前がついていますが、今般、電気料の値上げに対応して道も増額予算を組んだということもありまして、この非課税世帯、言うなれば低所得層を対象にした冬期の生活支援金という性格を持っているだろうと思います。

議会で議決して予算化されたこの事業は、その見込み世帯の中で完全に対象になる世帯には議会で予算化された時点である意味、支給を受ける権利が発生しているというふうに私は思います。

申請がないから執行率が低くても仕方がないというものではない、私は昨年12月定例会で今年度の福祉灯油について対象見込み世帯が確定しているのだから電話をするなど申請援助をすることが大事であるというふうに指摘をしていますが、14年度の対応は2013年度と同じということですね。2013年度、昨年ですが197世帯の対象世帯の申

請があったのは87件で、申請率は42.4%です。要するに支給を受ける、ある意味、権利のある世帯の半分が未申請で未支給となっています。

昨年は12月議会でお話ししていますが、お答えは受付期間が短かったということで、私はああそうですかということだったのですが、考えれば期間が短いなら特にその見込み世帯に何らかの周知をもう少し積極的にやる必要があったのではないかと。

ちょっと関連して言いますけれども、国が臨時福祉給付金というのを低所得者層に対して各自治体に交付していますけれども、これの羅臼町の対象者はたしか735世帯と担当課のほうから聞いております。申請して受給したのは344世帯で、率に直すと46.5%、要するに対象世帯の半数が受給していない、予算でいうと500万、使い切れなくて返納しているという状況なのです。

課長からもお話がありました個人情報保護法だとか、税法上の問題もこれはきっとあるのだろうというふうに思いますけれども、せつかくの制度です。この受給の権利のある世帯が知らなかった、申請手続きが面倒だということで支給を受けられないというのはどうも理屈に合わないと思います。

羅臼町の今年度の申請締め切りは3月23日、残り2週間です。できるだけ多くの対象世帯に申請をしてもらうために未申請世帯に、見込み世帯でしょうか、電話もしくは文書、あるいはほかの方法で通知をするということを約束していただきたいと思いますが、実施していただけますでしょうか、お答えください。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま担当課長からお話がありましたとおり、その対象世帯、あくまでも予算を補正をするための対象世帯ということで掲示をしているということの説明をさせていただきましたけれども、あくまでも課税状況が各担当では知り得ないというようなことで、その対象になるかどうかわからない、ただその中には年齢70歳以上とか、独居、あるいは老夫婦世帯、そういう方々も含まれておりますので、実際にどれだけ対象になるかという実数はつかみ切れないということでありますから、盛んに今、何%と言っていますけれども、その実支給人数が下がるとすれば、そんなに支給のパーセントが下がるものではないというふうに思っておりますけれども、いずれにしてもせつかくの福祉灯油でありますから、その対象世帯ができるだけ受給できるような体制、これは強いていきたいというふうに思っておりますし、そのことについてこれまでも広報、あるいは防災無線通じておりますので、これを限りなく続けてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 法律的な縛りであるとか、いろいろあるということは十分承知した上で私は話しをしているのです。

余りにもどう考えてもこれは対象世帯というのは、そういう加減に対象世帯確定しているわけではないわけでしょう。恐らく該当するのではないかということですから、実際に

該当するかどうかといったら相当高い率で該当者になると思いますよ、この人たちは。

そういう意味では、また今回の結果が恐らく出るとは思いますけれども、他町と比較してこの申請方法の差であるとか、使い勝手がいいのか悪いのかという問題については、今、副町長のほうでさらに広報をお知らせする活動を努力するということですので、今年度はあと2週間しかありませんから、ぜひその方法で繰り返しやっていただきたい。

至近な例で言いますと、坂本さん私対象になるのだろうか、非課税世帯なのだけれどもひとり暮らし、でも私あれなのですよ、税金の滞納一部あるのですよね、だからだめですよと、こうなるわけです。私わかりません、その人がどうなるのか、我々は全然わからない。わかるのは役場でしょう、税務課と福祉課とがっちんこしなければわからないわけですから、だからそういう人に私は電話して問い合わせてくださいとこう言った、そういう方が結構いるのだと思うのです。

その辺、ぜひなかなか難しい問題もあるやもしれませんが、引き続き広報強化をしていただきたいと、そういうように思います。

羅臼高校の維持存続に関して町長よりお答えがありました。前から気になっているのですが、相当老朽化しているなということと、必要なスペースが生徒数が少ないから教室が空くので、それを活用できるのかなと思うのですが、どちらにしても35年も推移しますと、これはあちこちがたが来るということはもうわかり切っているわけですから、何とかしなければいけないなというふうに思っています。

私、なぜこの質問をしたのかということなのですけども、実はこういうのがあるので。ごらんになったことがあるかどうか、これは「ひろば」というもので発行者は標津高等学校教育振興会、会長名である。それで、これは何なのかなということちょっと見てみたら、標津高校の平成27年度新学期ですね、今、来たれと、夢と潤いのある高校生活を実現、入学から卒業後までオールサポートするという、この標津高校への支援策について書いてある。

これ、数字も入っているのですが年間3,000万円を標津高校支援策として応援していますということで、中身若干紹介しますと27年4月からの新入学生対象で、教科書、制服代5万円支給、町内外からのバス通学費全額支給、標津高校を卒業して国公立大学入学したときは30万円支給、高校生までの医療費無償、それでケース1、ケース2、ケース3とある、要するにこの標津町外からこの高校に入ったケース2で、中標津高校からの通学者の場合、74万円プラスアルファ支給しますと書いてある。私もへえと思って、この標津町の教育委員会に電話して聞いてみました。羅臼町からでも対象になるのでしょうかと聞いたら、もちろん対象になりますと、こういうことなので私思ったのですが、目的は標津高校の維持存続です。大変厳しくなっていると、この小規模自治体が当町もそうですが、高校存続のための生き残りを目指したある意味、新入生の獲得合戦がここでもう始まっているのです。これは、中標津町からの通学者って、羅臼町とは入っていませんけれども、羅臼高校もいいですよここに書いてある。

私は、まさにこの新入生の獲得戦が始まったというふうに思うのは考え過ぎかなと思いつつながら、それでちょっと今回、質問をさせていただきました。

この高校への支援策、年間3,000万円ということなのですが、これで保護者の負担軽減は相当なものがあります。この羅臼町で考えるとき、当然、財源はどうするのかという問題がありますから、すぐイコールでということにはなりませんけれども、今は困難でもやはりできることから少しずつでも支援策を講じていかなければいけないというふうに思います。

先ほど維持存続について入学だとか、進学の説明会、あるいは部活動を重視するとか、特色ある取り組みということで御努力をしているということについては大変いいことだなというふうに思っていますが、こういう隣のまちでこういうふうになってくると町としてもやはり何かしらの施策を考えていかないと、場合によっては羅臼の人が札幌へ行くとか、釧路へ行くとかではなくて、隣のまちの高校に入るなんてことが、もしそんなたくさん出るとは思いませんけれども、次から次と、これは羅臼町には配られていませんから、新聞にも載っていないはずですからわからないですよ。これわかるとちょっとそういう問題が起きると思うのですが、こういうことについて町長及び教育長の考え方、一言でお伺いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） この件に関しまして、標津高校のこのひろばの件に関しては私は見たことがあります。

それで、随分思い切ったことをやるというのが私たちの教育関係者の間での話題になっておりました。

それで、今後、羅臼町の子供たちが、中学生が高校に進学するというのは年々下がってきます。いくことは大体、予想されます、先ほど言いましたとおり。場合によっては、高校の現実に言いますと41名を切って40名を2年続けて進学を切ると、その後は道教委の判断に従ってもしかすると廃校、もしくはサテライト高校とか、最近の新聞に載ってますところによりますと中高一貫教育ですか、いろいろな方向が決められるかと思えます。

もしかすると、本当に早い時期でそういうのが羅臼町の話題になっているかと思えます。ですから、今後、町民の皆さんと一緒に羅臼高校の存続はどうしたらいいのだということ協賛して、何とかいい方法を考えていかざるを得ないのではないかなと私は思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 今、私もどう思うのだと聞いたのだけれども、ではお前は思うのだと言われても策を持っているわけではないのです。

ただ、隣のまちでこういう大胆な政策が出てくると、我がまちとしてもこの高校を守るため何らかの手は打たなければいけないというふうに思ったものですから、教育長からお答えありましたけれども、ぜひこれから、余り羅臼高校の話題が出ていなかったのです

けれども、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに思います。

次に、暴風雪災害に関してお答えがありました。

厳寒期、爆弾低気圧で今回の状況、あるいはそれ以上の災害が発生して要避難者が出た場合、避難施設がその本来の目的を果たせるように整備していくことは行政の責任だというふうに思います、町長から町内の福祉館等々含めて27カ所が一応、避難施設だと。

しかし防寒期、要するに寒い時期とした場合、恐らく夜停電でもなった場合には、例えば私のところの町内会館などでいきますと電気暖房ですから、電球ですから、あそこには発電機ありませんから、あそこにも避難した場合に恐らく寒くて避難施設からどこかへ避難するというような、こういうことが起こりかねないなという。ただ、もちろん全施設に、避難施設に発電機だとか、照明器具だとか、そういうものをセットするという、それは無理だということは十分承知していますので、津波、あるいは地震、暴風、雪害など、状況に応じた施設の整備計画、まず個々の自助努力を前提にしながらも課題を整理し、対応策を協議し進める必要があると思います。

町内で小学校と役場は大丈夫だと、あとは発電機何台か設置なのですが、発電機は暴風雪で道路がとまっているときにそこまで持ってくというのが大変。持って行っても、一旦、実際にランニングしてみないといろいろ起きるようです。別海でも発電機を置いたのだけれども、そこで発電機の一酸化炭素ガスが要するに部屋の中に対流してちょっとぐあい悪くなったという事例もあったりして、幾つか小学校と高校と何カ所かと言っていましたけれども、それをはっきり冬、もちろん防災無線で案内はするでしょうけれども、事前にどこと、どこと、どこ、暴風雪の場合はこのところにはそういう暖房のあれがありますよというようなことを整備をするということは必要ではないかなというふうに思っていますけれども、そして周知する、町長この辺どうお考えか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの質問でありますけれども、基本的に暴風雪、これについては私ども町民に呼びかけているのは暴風雪に限り不要な外出を避けていただきたいということを盛んに呼びかけているところであります。

というのは、本当に外であるホワイトアウトの中で迷ってしまうというようなことも発生をしておりますし、これからは今までも呼びかけてはおりますけれども、必ずポータブルの電気の要らないストーブを一家に1台備えていただきいと、これがあると停電になっても大丈夫と、数日間は大丈夫であろうと、その間に救助しなければならないという事案が発生すれば、それは対応できるということでもありますので、必ずしもその避難所に避難をしなければならないというような不要なものは避けなければならないなというふうに思っておりますので、できる限り各家庭1台、そのポータブルストーブを備えつけてもらえるような方法をとっていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 副町長が言うように自助努力は当然、しなければいけない。私は先ほどお話ししましたように、どういうことなのでしょう地球温暖化なのでしょう、このぐらいの暴風雪災害が常態として起こるといふことになると、埋まるというところは恐らく事前に避難を呼びかけるということになると思うのです。そうなりますよね、当然。埋まってしまう。

そのときに避難する施設について整備をきちんとしていく必要があるのではないかといいことで質問をいたしました。

既に埋まったところ、高台だとか、緑町の奥ですとか、あるいはほかのところでもいまだにひどい状況のところ結構あるわけですが、これから降雪量が1メートル50を超える予定だと予測ですなんて出たときには、前回で埋まったところはもう穏やかではないわけでしょう。その人たちにはやはり避難を呼びかけるということになると思うのです、ポータブルでは対応できません。

その意味で幾つかの避難施設についてストーブですとか、照明だとか、停電になっても対応できる場所を全部ということではないですよ、大きいところを4カ所なり5カ所なりについて整備をするということと、きちんと周知をしていくということは大事だということをおし上げておきたいと思ひます。

次に、2015年度予算案についてお答えありました。この間、各自治体の予算案が新聞報道されていますが、特徴的には多くの自治体では少子化対策に力を入れているということがあります。町長の最初の答弁で骨格予算であるということと、いろいろありました。財政状況が厳しいのだということ、歳入額が減少していくのだと、歳出は固定費がやはり大きいのだという話もありました。

私は昨年12月の定例会で少子化対策ということでお親御さんの子育て経済的支援を講じるべきと質問しました。財政が厳しいというお答えでしたが、人口減少率で見ると鉤根管内2市12町1村で人口減が一番進行しているのは我がまち羅臼町です。その意味で当町は、他の自治体に先駆けて少子化対策に力を傾注しなければなりません。子育て支援の自治体間格差はさらに大きく広がっています。

財源論でいえば、この町政規模はこの鉤根管内の全市町村で羅臼町が一番少ないです。人口が同じ隣の標津町では平成24年度の実績ですが一般会計63.7億です。当町38億6,000万円ですから、1.7倍、4割少ないと。鉤路管内で鶴居村ありますが、これは人口2,600人、羅臼町の半分の人で一般会計は43億です、当町より約4億多い。その意味では、町長が先ほど言われて財政が厳しいという、この点では私も全く同感です。

それでは、一般会計のこの額の違いは一体どこから来ているのか、ざっくりで結構ですからお答えいただけますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 我がまちの財政構造、あるいは財政環境について今まで随分、

いろいろな場面でお答えもしておりますし、御案内だというふうに思っておりますけれども、何ととってもやはり地方交付税、ここが非常に大きい部分が占めているというような中で、今の交付税のルールからいけば羅臼町の場合は人口もさることながら面がないということ、面積ですね。ほとんどが国有地であるという、可住地が少ないということ。可住地であればかなり交付税でカウントされる部分があると。

したがって先ほど別件ですけれども、隣のまちの例を出してそういう話がありましたけれども、これを交付税に例えれば10億違います、簡単にざっくり言って羅臼町と。人口が同じでありながら財政事情そんなに違うのか、そんなに違わないと思いますけれども10億違うと、どういうことなのかと。やはり面の部分です。

しかし、私、面の部分と捉えたときに、例えば今、除雪費、非常に各町でかかっております。ほかの町村であれば、例えば農道が多ければ多いところが除雪で済むかもしれませんが、羅臼町の場合はそれだけで済まない、排雪というのが一つあると。この辺では交付税の中でカウントされているかといったら、結局カウントされているわけではなくて、特別交付税の中でその辺を加味されるかもしれませんが、そういうことを一つとってみてもこれだけ違うという財政環境にあるのだと。

加えて、羅臼町の場合、130億からの水揚げがずっとある程度、続いている中にあって税収が横ばい、あるいは下がり気味だというこの実態、それとあとはいろいろ羅臼町の経済の状況を踏まえたときに、やはり地方交付税のそういう仕組みの問題と、それから我がまちにおける税収の問題と、ここが非常に行政執行者の手腕というか、その辺にかかっている部分があるのかもしれませんが、どうしても今までのこの状況が改善できていないと。

私なりに今、反省というか、顧みますと3期12年間、何とか財政を運営してまいりましたけれども、何でもここまで運営できてきたかという、とりもなおさず1には職員の人件費の削減、10%、8%、5%、職員の理解をいただきながらやってまいりました。議会の議員の削減、あるいは報酬の削減、特別職の給与の削減、そればかりではなくて町民の一部行政サービスの停止等もありましたが、だからこうやって何とか財政が運営されてきたということですから、今ここにきて再び元のような状況に戻りつつあるような財政環境であるということに鑑み、どうしてもこの当初予算において経常的な予算で、ある意味では通年に近いような予算ではありますけれども、35億の規模しか予算が確保できないということ、ここをひとつ御理解いただきたいと思うわけであります。

したがって、今、人口減少対策とか、あるいは地方創生とかというようなことが随分言われておりますけれども、これもまたそういう財政的な国の全体の財政構造の中における一つの私どもの小さい小規模自治体の置かれている厳しい状況であるということだというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ざっくりということでお答えありましたけれども、町長、今おっしゃったように地方交付税が決定的です。標津町と約10億です、それから鶴居村と比較しても2億強違います、人口半分のところと、だから面の問題だという。

この財政構造から見ると、この先、この地方交付税、市町村税がふえることはなかなか考えにくいのかなというか、減額の可能性もあります。

ならば、現在の収入財政規模で羅臼町がどう生き残っていくのかを考えなければいけないと、こういうことになります。一言で言えば抽象的に言えば地域経済を発展させつつ歳出を効率化しなければならない。

町長は今も若干、お話がありましたけれども、2月20日の新年度予算の発表時、行政改革の断行でこれまで何とか持ちこたえてきたが、財源を生み出すためにも今後、人件費削減を交渉していきなというふうに、そういうふうに報道されていました。

この人件費削減、今、8億強でしょうか、ただこれに手をつけるとなると、なかなか大変、ただ皆さん御存じだと思いますけれども63億もある標津町と三十五、六億の羅臼町で人件費が8億五、六千万でほぼ同じですから、どうしてもこれは何らの方法で考えていかなければいけないのだと、ただ職員が減るということは、町民サービスが低下をすることを意味するわけです。だから、そう単純なものではないのです。相当やはり考えて、一定のスパンで計画的に進めていかなければいけないのかなというふうに思います。

最後に、私は3期12年間、町長と同じ期間、町政の一旦を議員として担わせていただきました。この間、数えてみると40回を超える議会において協町長と多くのテーマで議論をさせていただきましたが、深刻な財政危機を立て直して将来の道筋を立てられた協町長の3期12年の御努力にこの場をおかりして心底より敬意を表させていただきます。

一般質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、坂本志郎君の一般質問は終わりました。

ここで、11時20分まで休憩します。

11時20分に再開します。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番高島讓二君に許します。

○3番（高島讓二君） まずは、昨年の12月から今月にかけて数回にわたって爆弾低気圧が接近し、高潮や数度の暴風雪によって我がまちにも被害が及びましたが、人的被害がなかったことは幸いであります。

この間、町長を初め担当職員の皆さんは数度にわたって災害対策本部を設置し、特に1

月末からのたび重なる暴風雪が週末になると発生し、休む暇なく対応に当たられ大変、御苦労さまでございました。

それでは、通告に基づき災害に強いまちづくりについて質問いたします。

明後日の3月11日で東日本大震災が発生してから4年が経過したこととなります。この震災で亡くなられた方は1万5,861人、いまだに2,939人の方々が行方不明となっております。東日本大震災が発生して以来、全国的に各地でハザードマップが作成されるなど、防災計画の再検証、避難方法や避難場所、備蓄品などの災害対策の見直しが行われました。

我がまちもまた、防災ハザードマップの作成や災害備蓄品、避難場所など防災についての見直しをされました。東日本大震災以降も異常な気象により全国各地で災害が発生し、大雨による洪水、伊豆大島や広島市のように土砂災害で多数の犠牲者が出て家屋の流出や倒壊がありました。

御嶽山の噴火により多数の犠牲者が出ました。また、一昨年は北海道湧別町、中標津町において暴風雪によって犠牲者が出ております。我がまちにおいては幸い、人身事故に被害はなかったものの、毎年暴風雪による国道の閉鎖や昨年は大雨による土砂災害や爆弾低気圧による高潮が発生し、昆布施設、建物、船舶、漁具などに被害が出ました。

ことし1月末から3月にかけて隔週で4度も大雪を伴う暴風雪が発生し、国道、道道の閉鎖や停電、雪崩の発生、会館屋根の破損、町営住宅の出入り口がふさがってしまうなどの被害がありました。いずれも近年にない異常な気象現象が発生しております。

私は、これらに対し本町の災害対策はおおむね迅速かつ適切に対応したと評価いたします。

しかしながら、自然現象については我々の想像を超える現象がたびたび起こることから、慢心することなく対策を見直し強化していかなければならないと思います。

そこで、これまでたびたび質問してまいりましたが、我が町に安心して暮らすために防災の強化について4点お聞きいたします。

1点目は、防災計画は現在、東日本大震災以前に作成されたものであり、その後の防災計画の見直しが早く行わなければなりません。避難計画についても東日本大震災以降、定めるよう国の要請があります。これらの見直しや策定はされたのかお聞きいたします。

2点目は、昨年の12月に爆弾低気圧で高潮が発生し、海岸に近い人家の床下浸水、昆布番屋やサケ定置番屋が損壊、船舶の流出や損壊、漁具の流出、昆布施設など全損壊がありました。

雪解けとともに昆布漁の準備が始まります。昆布漁に影響を及ぼさないよう復旧が急がれますが、その復旧と対策について伺います。

3点目として、先ほど町長が行政報告をされておりました暴風雪についてです。本年1月末から2月3日、2月14日から16日、2月27日、28日、3月1日、2日、3月4日と決まったように週末の暴風雪によって冬場は我がまちの他の地域とつながる唯一の国

道が暴風雪、積雪によってたびたび通行どめとなり、我がまちは孤立いたしました。

国道閉鎖は毎年のこととはいえ、基幹産業である海産物の流通の妨げ、観光客の出入りができないなど、町の産業、経済にとっては大変な打撃となります。ぜひとも閉鎖区間の解消を図っていかねばなりません。このことは、国や北海道の協力が不可欠であり、全町で要望していかねばならないと考えます。

また、今回は雪崩も各所で発生し、特に栄町高台は学校の通学路でもあり、新校舎が建設後は災害避難所や災害の拠点としても活用されることから、雪崩や積雪による通行どめがあってはならないと考えます。

いまだに開通していないところの報告もありますが、その復旧と今後の対策についてお聞きいたします。

4点目は、異常な気象現象が増加することが考えられますが、災害に強いまちづくりについてどのようなお考えかお聞かせ願います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員から、災害に強いまちづくりについて4点の御質問をいただきました。

まず1点目の防災計画の見直し、避難計画の策定についての御質問であります。

東日本大震災を初めとしたたび重なる自然災害を教訓に国の防災基本計画が見直され、北海道におきましても地域防災計画の改正が行われました。これを踏まえて羅臼町におきましても、防災体制のさらなる充実を図るため、羅臼町地域防災計画の見直しを検討してきたところでありますが、先般、2月19日に開催いたしました平成26年度第2回羅臼町防災会議におきまして、羅臼町地域防災計画の改正案を提案し、承認されたところであります。

これまでの羅臼町防災計画は本編のみの構成となっておりますが、国の防災基本計画において津波対策編が新設され、北海道地域防災計画においても地震・津波防災計画編が設けられたことから、羅臼町地域防災計画においても本編、そして地震・津波防災計画編、そして災害の概況、各種様式、防災協定などを一つにまとめた資料編を新設し3部構成としたところであります。

また、策定した羅臼町地域防災計画に津波避難計画の策定についての必要性も明記し、羅臼町津波避難計画全体計画もあわせて策定したところであります。今後、この計画をもとに地域住民、関係機関と連携し、地域ごとの津波避難計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の平成26年12月17日発生の波浪高波災害に対する復旧と対策についての御質問であります。

波浪高波災害が発生した直後の平成26年12月25日、26日、根室振興局長、釧路総合振興局長、平成27年1月9日に北海道知事、北海道議会議長に対し緊急要望を町議

会、漁協、町の連名で復旧対策対応について緊急要望を実施したところでございます。

2月20日、北海道から対策についての報告をいただき、その内容は海岸漂着ごみの処理、消波ブロックの積み直しやオツカバケ漁港の復旧について、雪解け後に対応するとの回答でありましたので、状況を見ながら早急を実施されるよう改めて申し入れたところであります。

3点目の本年1月末から2月3日、2月14日から16日の暴風雪被害の復旧と今後の対策についての御質問であります。この2回の大雪を伴った暴風雪で国道の通行どめと雪崩の発生による被害等がありました。当町唯一の幹線道路である国道は経済、観光、住民生活、医療救急活動など、唯一命を守る道路であります。数日間にわたって通行どめとなりました。

安心・安全な生活を守るためシェルターの延伸や防雪柵の増設など、暴風雪害対策を今後も国や北海道に要望してまいります。雪崩による被害も国道、道道、町道で発生し、さらに住宅や工場への被害もありました。復旧につきましては、特に建物への被害があった共栄町地内において2月下旬以降に応急対策工事を北海道が実施することとなっております。

また、今後の対策につきましては、関係機関と連携を密にし、雪崩災害防止対策について引き続き国、北海道などと協議しながら早急を実施していただけるよう要望してまいります。

いずれにいたしましても命を守る国道335号線については、災害のないよう緊急かつ重点的に国に対して強く要望してまいります。

4点目は、災害に強いまちづくりについての御質問であります。災害に強いまちづくり、人づくり、体制づくりに向けて防災意識の普及啓発、防災訓練の実施、大規模災害に備えた初動体制の充実強化を関係機関などと連携しながら取り組んでいるところであります。

いつ起こるかわからない自然災害でありますので、危険地帯から移転することが一番であると思われませんが、羅臼町全体の地形からは現実的には困難であります。各種施設整備や環境整備等は今後も国や北海道などへ要望してまいります。さまざまな災害が予想される我がまちにあって、減災に向けた命を守る取り組みとして大切なことは、町は住民の皆様へ情報を早くお知らせすること、危険な場合は躊躇なく避難勧告、避難指示を発令することであり、町民の皆様は想定を上回る事象があることを考慮して避難勧告が出されなくてもみずからの身はみずからで守るという考え方のもとに、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難行動をとっていただく、そして何より地域で支え合い、助け合うことのできるまちをつくることだと考えております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 再質問をいたします。

先日もテレビで東日本大震災の特集をやっておりまして、本当に津波が想像以上の大き
さで信じられない光景が映されておりました。私はやはり災害は今、町長が御答弁いた
だいたようにみずからの命はみずからで守るといふ、つまり一刻も早く情報を得たときに安
全を確認して避難することが重要ではないかなというふうに思いました。

早速、防災計画が改定されまして、本当にこれで一つまた安心だなというふうに思いま
すが、防災計画は今までのやつは東日本大震災が発生する以前の防災計画でありまして、
それ以降、いろいろマイナーチェンジはあったのですけれども、このたびようやく3編の
膨大な量で676ページにわたる羅臼町地域防災計画、それから地震・津波防災計画、資
料編と分かれてつくられたそうで、担当職員は策定に当たって大変な労苦とともに大変よ
くやったと私は評価したいと思います。

特に改正されたところで大事だなと思うところは、町長の御答弁にもありましたように
防災教育の強化、やはり災害というのは我々の想像を超えるところがありますから、そこ
をやはり油断なくやっていただきたいなというふうに思いますし、即応力の強化というこ
とが今まで平成24年、25年のマイナーチェンジでありましたが、今度の改定では避難
行動要支援者に対する対応について義務化されたということが大きいのではないかなと
思います。

これによって、体の不自由な方、または高齢な方などに要支援の避難行動がありまし
て、それによって福祉避難所の確保もしなければならないということがありまして、それ
に対する備蓄品や避難所運営マニュアルの充実を図ることが定められております。

我が町では、福祉避難所はもう既に町内の事業者と提携を結んでいるということで高齢
者やそれから介護を必要とされる方々にも安心感を与えられるのではないかなというふう
に思います。

避難に関する強化と避難計画を含む地震、津波の防災計画が新設され、避難計画につい
ても地震、津波ですが、それに関する避難計画もつくられたということで、これで我が町
のこの防災計画も強化が図られたのではないかなというふうに思います。

また、この防災計画にボトムアップ型で地域における羅臼町だと岬町から峯浜町まであ
りますが、そこでその地勢とか地形によってもまたやり方が違うのではないかなというふう
に防災に対する考え方も多少は違ってくるのかなというふうに思いますが、その辺もこ
の防災計画に沿ったものであれば提案が防災計画に合ったものであれば修正も行うことが
できるなど、より柔軟なものになっているということが、そういうことにも防災の強化が
しやすいのかなというふうに私は思いました。

策定されたということが私自身としてはかねがね懸念があったのですけれども、町民も
これで少し強化されたということで安心感があるのではないかなというふうに思います。

二つ目の去年の12月の高潮で相当、沿岸の漁師の方々は特に昆布をやっている人たちは
打撃を受けております。今、町長のお答えで緊急要望されて道としては壊れたブロック
を積み直し、雪解けに積み直しをする、復旧をするということでもありますので、これでひ

と安心ですけれども、一つお聞きしたいなと思うのは、これで被害を受けられた例えば昆布乾燥倉庫も全壊だとか、それから番屋にも水が入って、これでもう相当ダメージを受けたり、そういう浜が壊れただとかお金がかかることが多分考えられますので、そういったときの貸付金といいますか、そういった制度についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 12月の高波に関することにつきましては、今、先ほど答弁した公的な部分等は別に個別の大きなところは別として、個々の倉庫であるとか番屋であるとか、あるいは乾燥小屋であるとか、あるいは浜の補修等々であるとか、昆布の操業に影響のないような形にするということでの費用の部分でありますけれども、これは一貫して最初から申し上げていたのですが、漁業協同組合として取りまとめた結果、漁業協同組合が例えば長利の金融を借り入れ等をした場合に、その借り入れた額の利子補給について町としても一定の支援をするという方針は出しておりました。これは、昭和63年10月31日に発生した高潮災害のときにもそのような対応をいたしましたので、今回もそのような対応をしたいというふうに思っておりますけれども、現時点で組合のほうから取りまとめたものということについての要請は来ておりません。組合から来た段階で、それは当然、町として対応をするというような考え方でいるところであります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 漁師の方々は大変ですから、利子補給をその漁協のほうもあるのでしょうかけれども、利子補給が受けられれば大変助かるのではないかなというふうに思います。

昨年我々がこの爆弾低気圧によって被害を受けた高潮で被害を受けた件数と、それから被害金額ですが、そのときには169件で4,490万の被害というふうに報告を受けているのですが、雪解けを待ったり、ちょっと時間がたたないとわからないというところがありました。その後の調べで現在はこういった件数と金額になっているのかちょっと教えてください。

○議長（村山修一君） 水産商工課長補佐。

○水産商工課長補佐（平田君） ただいまの質問ですが、1月20日現在で200人、333件の被害金額につきましては概算被害額ということで、漁協のほうで入っている保険額を対象に概算の被害額として出していますが、1億9,145万円ということで算出しております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 相当、金額も件数もふえたということで、後で調べてみてこれだけ被害が大きいということなのですが、これに対するなかなか国とか道にお願いするのは多分、もう海岸、消波ブロックですか、それも積み増しをするだとか、今、国は防潮堤を建設するという計画がありまして、その辺はなかなか難しいと思うのですけれども、とにかくこれ借りやすいという、例えば個別であれば漁師の方々がお金を緊急的に借

りやすいという方法とか、それからそういう方法ですね、なるべく便宜を図ってあげたらなというふうに思います。

いずれにしても、もう雪解けと同時に昆布漁の準備が始まると思いますので、それまでにブロックの補修とか、そういうことを早くやってもらうように道とか国のほうに働きかけをしていただきたいなというふうに思います。

3件目の暴風雪の被害ですけれども、本当に各週末で暴風雪が町民の皆さんも本当に雪かきで大変な思いをしたと思うのですけれども、町長初め担当職員は大変だったというふうに思います。

このような暴風雪、異常な大雪は誰も望んでいなくて、本当にこれを予想した人も余りいなかったのではないかなというふうに思います。我が町は最初に除雪費予算としてたしか4,500万円でしたか、予算計上していたのですけれども、除雪費は最終的にどのぐらいかかるのか見込みで結構ですのでお答え願います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） これまでも各常任委員会でお話をさせていただいておりますが、この後、補正予算の上程がございまして、専決処分をさせていただきましたのは当初予算の4,500万円含めて1億6,000万円になっております。

それで、今回の本会議、最終日にさらに追加議案を予定をさせていただこうというふうに思っておりますが、今回のこの大雪によってさらに4,000万円の追加をさせていただきたいというふうに思っていますから、合計2億円ということになっていくということでもあります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 財政が厳しい我が町にとっては、この思わぬ2億円の出費、一応4,500万円除いて大体約1億5,000万、この除雪費に使わなければならないというのは本当に厳しい状況だと思うのですけれども、その辺をやはり我が町では本当に財政的に厳しい中、国とか道のほうに何とかふやしていただけるようにみんな我々もそうですがお願いしていかなければならないのではないかなというふうに思います。

先ほど町長もお答えしたとおり、335号線が隣の標津町との唯一の冬場、国道ですから、そこがストップするというのは本当に産業的にも海産物の運び出しができないとか、それから観光客が入ってこれない、または行って吹雪いたらどうしようというふうなことで、行って吹雪いて、道がとまったらということを心配するとなかなか入ってこれないということもありますから、それがいつも降ったたびにとまるというような感じだと、やはり困りますので、その辺をもうちょっとやはり国道ですから国のほうにそういうことがないように、シェルターの増設をやはりしていくとか、それから雪崩が今回、峯浜町のところで起きていますので、防止柵が設置してあるのですけれども、その上を越えてなだれが起きたということですから、結局それだけだとどうなのかなというふうに思います。

私は、植林している、その雪崩防止柵の標津側のほうは植林しているのですよね、そこ

のところは雪崩が一切起きていないということで、私はその防止柵と同時に植林もして
いって、木が成長するのに20年、30年かかりますけれども、将来的にはこういうこと
もやはり考えていかなければならないのではないかなというふうに思いますが、町長その
辺どう考えていますでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 昨年の2月から暴風雪、8月の大雨、10月の強風、12月の
高潮、高波、そして今回の暴風雪のたび重なる状況という中にあって、特に今、この雪に
よっての羅臼町と標津の間の国道、大体、通行どめになる原因というか、箇所がある程
度、固定されてきているというふうに私思っています。

したがって、だとすれば当然、今までも私どもが言い続けてきておりますけれども唯一
の道路だと、国道だと、道道もない、町道ももちろん複線化もないという中にあって、冬
期間は完全にこの道路しかないということになると、当然、町民生活、あるいは産業活
動、さらには医療の確保、産業の振興、全ての面においてこの道路が非常に重要な幹線で
あるということはもちろんでありますので、いろいろな今、お話がありました工法はいろ
いろあると思います。これは当然、専門家が判断することでありまして、私どもと
してはとにかく災害に強い道路、通行どめにならない道路と、この1点に絞って国に強力
に要請していかなければならないというふうに考えているところであります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 私もぜひそれは町長だけに任せるのではなくして、我々議員も同
時に本当に例えば代議士の先生たちにお願ひしていく、または国のほうに要望していく
ということをやらなければならないのではないかなというふうに思います。

それともう一つ、中学校の通学路も通行どめとなりました。雪崩も発生し、あそこもす
ごい積雪量が多いところで、今後、新しい中学校が建設されますと、そこが防災の拠点と
もなるというふうに町長のお考えでありましたので、防災の拠点がもう雪崩が起きた、そ
れから積雪で行けないというふうになるとちょっと余りにも格好いい話ではないものです
から、そこら辺を例えば雪崩防止には柵と同時に、今言ったように植林も必要ではない
か、もしくはシェルターを延長してシェルターを設置して通学路は確保しようというふう
なことを考えなければならないのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議員の質問、全く私どももそのとおりに理解をしておしまし
て、今後、避難場所としての学校もつくるということでもありますから、専門家にもあの斜
面の状況を見ていただきながら、雪崩防止柵プラス例えば今、お話ありました植林等々を
検討をしていかなければならないというふうに思っておりますが、しばらく時間をいただ
きたいというふうに思っております。

ただ、通路の確保だけはいち早く当然、通学路でありますので、その確保に努めていき
たいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） ぜひ、そのように植林するのは専門家に頼むが一番いいのでしょうけれども、もし町民の方たちに協力してもらって植林していくということも一つの方法かなと思いますし、また中学校、今度新しくできるわけですから、そういう生徒たちにも手伝ってもらって、そういうことを自分たちで体験しながら、これが何でこの植林が必要なのかということも考えてもらいながらやっていくのも一つの方法かなというふうに思います。

これはちなみに新しい中学校の名前というのは決まっているのでしょうか、町長。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 先般、町長のほうに報告をいただいております。最終的に3点の校名についてアンケート調査の結果、絞り込まれたということで町長のほうに報告がございました。

これをもって、町長が最終的に決断をしていくということでもありますので、今現在、その作業中ということでもあります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） わかりました。

次に、4点目の災害に強いまちづくりに必要なことは何かというふうにお聞きしました。

町長は、自主的避難をして、やはり自分の身は自分で守る、これは前からの防災計画に最初うたわれていることでありまして、さらに今回は改定されたのは中身は避難についての記述がたくさんふえているのだと思うのです、避難場所だとか、避難について。

ですから、大きな災害が起きたときには、それに抗うというのはなかなか難しいことで、それに対する対策も膨大なお金が必要になってくるということもありますから、まず自分の身は自分で守るという防災教育のやはり徹底強化ですね、これは例えば東日本大震災でもすごく有効だったのですけれども、それは岩手県釜石市なのですけれども、約3,000名の小中学生のほぼ全員が無事に避難していた、このことは釜石の奇跡と言われて大きな反響を呼んだというのは皆さん御存じだと思うのですけれども、2004年からこの群馬県の片田教授によって自分たちの身は自分たちで守ると、想定にとらわれてはだめだ、その状況において最善を尽くす、率先避難者たれという避難3原則をずっと2004年から釜石の子供たちに教育してきたのです。

それで、3,000名のうち父兄が迎えに来た5名が残念ながらその犠牲者となったのですけれども、それ以外の子たちは全員助かったという、本当に後でこういうことがありますので、特に私はやはりいろいろな災害のケースがあるでしょうが、やはり防災教育の徹底強化というものがある程度、やはり必要かなというふうに思います。

あと、やはり地域防災計画が先ほど言いましたように羅臼町の中でも地形がいろいろ町内で変わっているというのがありますから、そこの町内の人たちと町長以前にもそういう

ふうにお答えいただいたのですけれども、町内のやはり例えば町内会長とか、消防とか、そういう人たちと話し合っ、その地域でどこに避難するかとか、避難方法みたいなものをやはり検討して、そういうことも防災計画に盛り込むということが、それに合っていれば防災計画の趣旨に合っていれば取り入れるということもできますので、そういう強化が地域ごとに必要なのかなというふうふうに思います。

ハード面はやはり国とか道にお願いするというのは必要になってきますので、これからやはり必要な箇所について例えば道路が閉まらないような対策を要望していくとか、それから崖崩れに対してこのような方法をやってくれとかということをややはり要望していかなければならないと思います。

先ほど町長は力強く強調して、これは国に対して要望していきたいというふうにおっしゃっていますので、我々も町長と一緒に頑張っ、町長はあと2カ月で終わりますが、その間、揺るぎなくやっていただきたいなというふうに思います。

私がもう一つ言いたいのは、今回、最近いろいろな災害が我が町でも経験しました土砂崩れ、それから高潮対策、この雪崩とか暴風雪は年に1回は今までであったのですけれども、そういういろいろな災害が起きるようになったということに対して、私は今まで町長は本当に災害対策本部でいち早く町民にも情報を提供していましたし、本当に迅速に職員の皆さんも動いていたなというふうに思います。

せっかくいい、この災害に強いまちづくりをややはり目指して強化するにはさらなることを皆さんに、つまり今度は町民の皆さんにもっと本当は働きかけていかなければならないのかもしれない。

町長が次期町長になられる方に、ぜひこの災害について本当に今までの経験とか、そういうことを経験とか踏まえ、我が羅臼町が安心して暮らしていけるまちにする、それからさらに強いまちになるよう、今までのことがしっかりと引き継ぎされるように私はお願いいたします。

それについてちょっとお答え願います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、私の任期2カ年の中でどれだけのことができるかということもありますけれども、2カ月の中で、2カ月実際にはないわけであり。もう50日前後だと思っけれども、残された任期の中で、今、先ほど答弁申し上げました、特にこの国道の問題、短い残された時間の中で、任期の中で最善を尽くしてまいりたいと、その上で次の執行者に円満にそれを引き継いでいきたいというふうにお思っ、御理解を賜りたいと思っ。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 最後になりましたけれども、脇町長におかれましては、昨年の12月の定例会においてみずからの御勇退を公表されましたので、一般質問はこれが最後になると思っ。

私も2期8年、32回にわたって欠かさず質問させていただきましたが、その都度、御誠実に御回答をいただきましてまことにありがとうございます。

また、町長は3期12年、町長を努められ60年もの長い間、いわば人生の大半を本町のために尽くしていただきまして、町民の代表の一人として深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

あと2カ月、50日と町長はおっしゃっていますので、退任後は御自身の健康に御留意され、これからの人生に幸多いことをお祈りいたします。本当に長い間、御苦勞さまでございました。

これで、私の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、高島讓二君の質問は終わりました。

これで、一般質問を終わります。

ここで、昼食のため1時まで休憩します。

午後1時、再開します。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第27号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第27号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました、議案第27号、136ページをお願いいたします。

根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

根室町村等公平委員会委員に、次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求める。

記。

住所につきましては、標津郡標津町北2条東1丁目1番11号。

氏名につきましては、渡辺好之。

生年月日、昭和18年11月8日、満71歳。

任期につきましては、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間でご

ざいます。

根室管内4町で構成しております町村等の公平委員会の委員でありますけれども、現在、渡辺好之氏、平成19年4月から就任していただいておりますけれども、今回、3月31日をもって任期満了となるわけでありまして、構成町の4町でそれぞれ協議した結果、引き続き同氏を選任したいということでありまして。

人格識見ともに最適任でありますので、ここに議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第27号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第7 報告第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第7 報告第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成27年1月28日でございます。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,247万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,165万1,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

18款1項繰越金、3,223万5,000円を追加し、4,448万2,000円。

19款諸収入、23万5,000円を追加し、3,540万9,000円。4項雑入、23万5,000円を追加し、3,444万6,000円。

補正額合計3,247万円を追加し、歳入の合計が38億8,165万1,000円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費、47万円を追加し、8億4,936万7,000円、1項総務管理費、47万円を追加し、8億1,064万円。

7款土木費、3,200万円を追加し、1億4,359万5,000円。2項道路橋りょう費、3,200万円を追加し、1億4,215万9,000円。

歳出、3,247万円を追加し、歳出合計38億8,165万1,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明でございます。

18款1項1目繰越金、3,223万5,000円の追加でございます。歳出の補正財源を繰越金に求めたものでございます。

19款諸収入4項3目雑入、23万5,000円の追加でございます。町有物件の災害共済金でございます。23万5,000円の収入を受けるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、47万円の追加でございます。庁舎の管理費用でございますが、1月18日の暴風雪による庁舎議場の窓が損壊をいたしました。現状、議員さんの座っている後ろの窓でありますけれども、そこに損害を生じ修繕をしたものでございます。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費、3,200万円の追加でございます。除雪費用の不足として3,200万円の追加をさせていただいたところでございます。

以上、専決したものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第1号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第1号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第8 報告第2号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第8 報告第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の10ページをお願いいたします。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

11ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成27年2月9日でございます。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,165万1,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

13ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

9款1項地方交付税、5,000万円を追加し、19億7,516万7,000円。

歳入の合計、5,000万円を追加し、39億3,165万1,000円となるものでございます。

歳出でございます。

土木費5,000万円を追加し、1億9,359万5,000円、2項道路橋りょう費5,000万円を追加し、1億9,215万9,000円。

歳出合計、5,000万円を追加し、39億3,165万1,000円となるものでございます。

15ページをお願いいたします。

事項別でございます。

9款1項1目地方交付税、5,000万円の追加でございます。歳出の財源を地方交付税に求めたものでございます。

17ページをお願いいたします。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費5,000万円の追加でございます。除排雪業務の委託料でございますけれども、たび重なる暴風雪により除排雪費用に不足を生じたため、5,000万円を追加させていただいたものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第9 報告第3号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第9 報告第3号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の19ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

20ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成27年2月16日。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,465万1,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

22ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

17款繰入金1項基金繰入金、3,300万円を追加し2億2,142万4,000円。歳入合計、3,300万円を追加し、39億6,465万1,000円。

歳出でございます。

7款土木費、3,300万円を追加し、2億2,659万5,000円、2項道路橋りょう費3,300万円を追加し、2億2,515万9,000円、歳出合計3,300万円を追加し、39億6,465万1,000円。

24ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明でございます。

歳入でございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金、3,300万円の追加でございます。財政調整基金に歳出財源を求めたものでございます。

26ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費、3,300万円の追加でございます。たび重なる暴風雪、なかなかやむことがなく、さらに除雪費の費用に不足を生じることから3,300万円を追加をさせていただきました。この時点で、除排雪の経費1億6,000万円の予算額となったものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑終わります。

これから、報告第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第3号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 報告第3号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第10 議案第1号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第1号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の28ページをお願いいたします。

議案第1号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ645万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,110万5,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

第3条は、地方債の補正でございます。

地方債の追加は「第3表 地方債補正」による。

29ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

11款分担金及び負担金、80万7,000円を減額し、3,781万5,000円。2項負担金80万7,000円を減額し、3,461万5,000円。

13款国庫支出金、3,873万4,000円を追加し、2億1,728万2,000円。

1項国庫負担金77万3,000円を減額し、1億1,631万5,000円。2項国庫補助金3,950万7,000円を追加し、9,764万5,000円。

14款道支出金、463万2,000円を追加し、1億3,313万5,000円。1項道負担金、22万1,000円を減額し、6,654万5,000円。2項道補助金549万3,000円を追加し、5,073万2,000円。3項道委託金、64万円を減額し、1,585万8,000円。

16款1項寄附金、188万3,000円を追加し、1,607万6,000円。

17款繰入金1項基金繰入金、37万5,000円を減額し、2億2,104万9,000円。

18款1項繰越金、1,703万1,000円を減額し、2,745万1,000円。

20款1項町債、2,058万2,000円を減額し、3億8,312万6,000円。

歳入合計、645万4,000円を追加し、39億7,110万5,000円となるもの
でございます。

歳出。

2項総務費、2,072万円を追加し、8億7,008万7,000円、1項総務管理
費、2,136万円を追加し、8億3,200万円、4項選挙費64万円を減額し、1,1
05万1,000円。

3款民生費、967万3,000円を減額し4億3,613万円、1項社会福祉費827
万3,000円を減額し、3億3,764万7,000円、2項児童福祉費、140万円を
減額し、9,798万4,000円。

4款衛生費、1,479万円を減額し、5億9,039万8,000円、1項保健衛生費
608万4,000円を減額し、2億3,326万円、3項清掃費870万6,000円を
減額し、3億4,932万9,000円。

5款農林水産業費、112万5,000円を追加し、6,130万4,000円、1項農
業費150万円を追加し、2,220万1,000円、3項水産業費37万5,000円を
減額し、3,746万1,000円。

6款1項商工費、2,109万9,000円を追加し、1億1,668万3,000円。

8款教育費602万7,000円を減額し、3億3,497万8,000円、3項中学校
費498万5,000円を減額し、5,306万9,000円。4項幼稚園費、23万5,0
00円を減額し、1,921万円。6項保健体育費80万7,000円を減額し、1億2,
432万1,000円。

10款1項職員費600万円を減額し、8億3,358万6,000円。

歳出合計、645万4,000円を追加し、39億7,110万5,000円となるもの
でございます。

31ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

追加ございまして、2款総務費1項総務管理費、事業名はテレビ中継局整備事業とし
て1,548万1,000円を繰り越すものでございます。

2款総務費1項総務管理費、地域創生先行型交付金事業、3,041万8,000円を繰り越すものでございます。

6款商工費1項商工費、地域消費喚起・生活支援型交付金事業、1,866万5,000円についても繰り越すものでございます。

第3表地方債の補正でございます。追加でございますが、観光協会補助事業債でございます。ソフト事業として今般、過疎債の追加が承認されたものでございまして、限度額530万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と変更ございません。

33ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。歳入から説明いたします。

11款分担金及び負担金2項負担金5目教育費負担金、80万7,000円の減額につきましては、歳出の確定に伴う歳入の減でございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、77万3,000円の減額につきましては、支給減に伴う歳入の減でございます。2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、4,555万3,000円の追加でございます。国の緊急経済対策として交付されるものでございまして、1点目は地域消費喚起・生活支援型交付金として1,521万5,000円、地域創生先行型交付金として3,031万8,000円の追加でございます。ただいま申し上げましたとおり繰り越して事業を遂行していくものでございます。2目民生費国庫補助金602万6,000円の減額でございます。臨時福祉給付金確定に伴う減額でございます。障がい者自立支援給付支払等システム補助金につきましては、法律の改正に伴うシステムの改正補助金でございます。

14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金、22万1,000円の減額につきましては、それぞれ児童手当の負担金の確定に伴うものでございます。

35ページをお願いいたします。

2項道補助金1目総務費道補助金335万円の追加でございます。地域消費喚起・生活支援型交付金でございますが、国の緊急経済対策に伴う羅臼町の実施をいたしますプレミアム商品券に対しまして、北海道から5%分の補助交付をいただくものでございます。2目の民生費道補助金、84万1,000円の追加につきましては、重度心身障がい者医療給付費補助金、あるいはひとり親家庭等医療給付費補助金、それぞれ確定に伴う減額でございます。北方領土隣接地域振興等事業補助金、在宅訪問医療の設備備品、これが追加で決定されましたので、補助交付を受けるものでございます。3目衛生費補助金、19万8,000円の減額でございます。それぞれ確定に伴う減額でございます。4目農林水産業費道補助金、1,500万円の追加でございます。北海道青年就農給付金事業として、新規就農者に対する補助の確定がありました追加でございます。

3項道委託金1目総務費道委託金64万円の減額につきましては、衆議院議員の総選挙に伴う減額でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金187万5,000円につきましては、善意による寄附でございます。4目教育費寄附金につきましても善意の寄附金でございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金、37万5,000円の減額でございます。

37ページをお願いいたします。

事業費の確定に伴う減額をするものでございます。

18款1項1目繰越金、1,703万1,000円の減額でございます。財源調整に伴う減額でございます。

20款1項町債1目総務債、840万円の減額につきましては、それぞれ防災備蓄品、海岸町コミュニティセンター、テレビ中継局、それぞれ入札減に伴う確定でございます。3目商工債460万円の追加でございます。知床開き事業債につきましては、確定に伴う70万円の減、観光協会補助事業債につきましては、先ほど説明いたしましたとおり新規に承認されたものでございます。4目土木債140万円の減額につきましては、事業の終了確定に伴うものでございます。5目教育債、794万1,000円につきましては、それぞれ入札減に伴うものでございます。6目臨時財政対策債744万1,000円の減額につきましては、交付額の決定によるものでございます。

39ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、138万7,000円の追加でございます。庁舎管理に要する経費につきましては、電気料の値上げによる影響による追加でございます。その他の一般行政につきましては、消防事務組合負担金につきましては決算見込みによる不用額でございます。25節の積立金につきましては、体育文化振興基金、1団体より9,000円の寄附金でございます。知床まちづくり寄附金につきましては、11月7日から1月27日の間に知床保全のために1件1万円、保健福祉医療に3件で20万円、北方領土返還に対しまして1件で5,000円、中学校建設につきましては5件で166万円のそれぞれ善意の寄附をいただいたところでございます。7目自治振興費、921万9,000円の減額でございます。それぞれテレビ中継局につきましては、実施設計の竣工に当たりましてそれぞれテレビ中継局17万2,000円の増、中継局負担金につきましては278万7,000円の減額を生じたものでございます。町有バスにかかる経費につきましては、釧路羅臼線にかかる運行経常経費が不足を生じるということで、沿線1市7町のそれぞれ自治体で負担するものでございます。

41ページをお願いいたします。

その他自治振興にかかる経費につきましては、それぞれ入札執行残によるものでございます。なお、海岸町北へき地保健福祉館の解体につきましては、解体不要となったための減額をいたすものでございます。10目財産管理費161万2,000円の減額につきましては、公有財産購入費、温水プールの購入費の減でございます。11目企画費、3,041万8,000円の増でございます。これにつきましては、歳入でも説明いたしましたとおり、国の経済緊急対策として交付されるものでございまして、地方創生先行型交付金

事業にかかるもので、現在、国と事業の調整中ございまして、内容といたしましては現在、予定をしております地方版総合戦略の策定、あるいは交流人口を図る目的、漁業振興、農業振興、あるいは子育て支援等の事業内容で現在、国と詰めているところでございます。12目防犯対策費、38万6,000円の追加につきましては、電気料の値上げに伴う影響による増額でございます。

43ページをお願いいたします。

7項防災費2目防災対策費につきましては、財源内訳の調整をしたものでございます。その前段、衆議院議員の選挙の執行残によるそれぞれ減額をしております。

3款民生費1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、614万4,000円の減額でございます。それぞれ臨時福祉給付金の確定に伴うものでございます。3目老人福祉費につきましては、財源内訳の調整でございます。4目心身障がい者特別対策費、23万8,000円の追加でございます。それぞれシステム改修に伴う増額でございます。

45ページをお願いいたします。

5項心身障がい者医療費、89万円の減額でございます。それぞれ確定に伴うものでございます。6目ひとり親福祉医療費50万円の減額につきましても確定に伴うものでございます。7目特別会計操出金、97万7,000円につきましても確定でございます。

2項児童福祉費1目児童措置費140万円につきましても確定に伴うものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費4目特別会計操出金、52万6,000円の追加でございます。これにつきましては、診療所会計に繰り出すものでございまして、1月18日の暴風雪に伴いまして、診療所の屋上にございます空調設備が破損したための繰り出しでございます。

47ページをお願いいたします。

5目乳幼児等医療費でございます、90万円の減額でございます。医療費の減に伴うものでございます。6目合併処理浄化槽普及費、571万円の減額につきましては設置費用新規で7基、既設で5基の12基の設置が確定したため減額をするものでございます。

3項清掃費1目清掃総務費、870万6,000円につきましては、それぞれし尿処理組合、あるいは根室北部広域連合につきましては確定に伴うものでございます。一般廃棄物の最終処分につきましては、破砕機ハンマーの摩耗、あるいは防水シートの破損が見受けられましたので、その修繕に伴う追加費用でございます。

49ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費2目農業振興費150万円の追加につきましては、新規農業者の経営開始に対する北海道の補助金でございます。3項水産業費2目水産業振興費、37万5,000円の減額につきましては、それぞれ事業の確定に伴うものでございます。

6款1項商工費2目商工振興費、1,866万5,000円の追加でございます。これに

つきましても、国の緊急経済対策でございまして、地域消費喚起、あるいは生活支援型の交付金事業によるものでございまして、現在、プレミアム商品券の発行を考えてございます。国が20%、北海道5%、合計25%のプレミアム付の商品券の発行を考えてございます。4目の観光費につきましても、財源内訳の調整でございまして。8目温泉供給費、243万4,000円の追加でございまして。

51ページをお願いいたします。温泉井のしゅんせつが必要になりました。5号井1号井、両方ともに閉塞状況が確認されたため、追加するものでございまして。

7款土木費2項道路橋りょう費3目道路橋りょう新設改良費につきましても、財源内訳の調整を行うものでございまして。

8款教育費3項中学校費3目学校建設費、498万5,000円の減額につきましても、それぞれ執行残でございまして。4項幼稚園費1目幼稚園管理費、23万5,000円の減額でございまして。それぞれ確定に伴うところの減でございまして。5項社会教育費4目文化財保護調査費につきましても、財源内訳の調整でございまして。6項保健体育費6目給食センター管理費、80万7,000円の減額につきましても、53ページをお願いいたします。それぞれ当初計画の配食の人数が減少したためでございまして。

10款1項職員費1目職員給与費600万円の減額につきましても、教育長、あるいは職員の異動等によりまして減額を生じたものでございまして。

以上でございまして。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 質疑を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第1号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業
特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第2号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の57ページをお願いいたします。

議案第2号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,155万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,301万3,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

58ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金、15万4,000円を追加し2億7,613万6,000円、2項国庫補助金15万4,000円を追加し、521万8,000円、10款1項繰越金、1,139万8,000円を追加し、6,236万3,000円。

歳入合計、1,155万2,000円を追加し、11億7,301万3,000円。

続きまして歳出でございます。

1款総務費、15万4,000円を追加し、6,046万4,000円、1項総務管理費、15万4,000円を追加し、5,662万6,000円。

10款諸支出金、1,139万8,000円を追加し、1,258万9,000円、1項償還金及び還付加算金、1,139万8,000円を追加し、1,258万8,000円。

歳出合計、1,155万2,000円を追加し、11億7,301万3,000円。

60ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目特別調整交付金に15万4,000円の追加につきましては、システム改修費用が特別調整交付金により交付をされるものでございます。

10款1項1目繰越金に1,139万8,000円の追加につきましては、国庫負担金等返還金の財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

続きまして歳出でございます。62ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に15万4,000円を追加するものでございます。内容につきましては、制度改正に伴いシステム改修するための経費として、その他国保一般事務に要する経費の19節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金に15万4,000円を追加するものでございます。なお、この経費につきましては、その全額が国からの特別調整交付金により交付をされる予定でございます。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金に1,139万8,000円を追加するものでございます。内容につきましては、平成25年度療養給付費負担金及び国庫負担金の額の確定に伴い返還金が生じたことから、返還金の23節償還金利子及び割引料、返還金に1,139万8,000円を追加するものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る3月3日開催の第1回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 質疑を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第2号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第3号 平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第3号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 議案の64ページをお願いいたします。

議案第3号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ937万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,836万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

65ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款1項介護保険料、209万1,000円を減額し7,151万1,000円。

3款国庫支出金、185万円を減額し9,838万7,000円、1項国庫負担金159万4,000円を減額し7,566万3,000円、2項国庫補助金25万6,000円を減額し、2,272万4,000円。

4款1項支払基金交付金、289万1,000円を減額し、1億1,407万1,000円。

5款道支出金、156万8,000円を減額し、5,237万3,000円、1項道負担金164万7,000円を減額し、5,033万7,000円、2項道補助金、7万9,000円を追加し、203万6,000円。

7款繰入金、97万7,000円を減額し、7,790万円、1項他会計繰入金97万7,000円を減額し、6,572万円。

歳入合計937万7,000円を減額し、4億3,836万5,000円。

続きまして、歳出です。

1款総務費、59万2,000円を追加し、2,102万5,000円、1項総務管理費、59万2,000円を追加し、1,873万6,000円。

2款保険給付費、996万9,000円を減額し、3億8,775万5,000円。1項介護サービス等諸費、996万9,000円を減額し、3億4,285万1,000円。

歳出合計、937万7,000円を減額し4億3,836万5,000円。

67ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳入でございます。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料、209万1,000円の減額につきましては、介護給付費の決算見込みに伴うルール分の減額補正でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、159万4,000円の減額と2項国庫補助金、1目調整交付金49万9,000円の減額につきましても、介護給付費の決算見込みに伴うルール分の減額補正でございます。4目事業費補助金24万3,000円の追加につきましては、介護保険システム改修費に要する国庫補助金分でございます。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、289万1,000円の減額と5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、164万7,000円の減額につきましても、介護給付費の決算見込みに伴うルール分の減額補正でございます。2項道補助金3目介護保険事業費補助金7万9,000円につきましては、介護サービス利用者負担軽減事業費補助金の道補助金分でございます。

69ページをお願いいたします。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金、9 万 7 千 0 百 0 円の減額につきましては、1 節介護給付費の決算見込みに伴う 1 万 2 千 4 百 7 千 0 百 0 円の減額と 4 節介護保険事業費繰入金 2 万 7 千 0 百 0 円の増額、6 節事務費繰入金 2 万 4 千 3 百 0 百 0 円の増額によるものでございます。介護保険事業費繰入金と事務費繰入金につきましては、介護サービス利用者負担軽減分と保険システム改修費に対する一般会計からの繰入分でございます。

7 1 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費で 5 万 9 千 2 百 0 百 0 円の追加です。内容につきましては、介護保険システム改修費負担金 4 万 8 千 6 百 0 百 0 円と社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業補助金で 1 万 0 千 6 百 0 百 0 円は利用者の増によるものでございます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費で 1, 0 0 0 万円の減額でございます。内容につきましては、説明欄に記載されております居宅介護サービス給付費で 4 0 0 万円の減額、施設介護サービス給付費で 8 0 0 万円の減額と居宅介護サービス計画給付費 2 0 0 万円の増額でございます。内容といたしまして、介護保険給付費の決算見込みに伴う減額補正でございます。3 目審査支払手数料で 3 万 1 千 0 百 0 円の追加です。決算見込みに伴う増額補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 質疑を終わります。

これから、議案第 3 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 3 号平成 2 6 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 1 2 議案第 3 号平成 2 6 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 4 号 平成 2 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第 1 3 議案第 4 号平成 2 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の75ページをお願いいたします。

議案第4号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ105万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,575万円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

76ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款繰入金1項他会計繰入金、52万6,000円を追加し、1億3,184万円。

5款諸収入1項雑入52万5,000円を追加し、52万5,000円。

歳入合計、105万1,000円を追加し、1億3,575万円。

続きまして歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費、105万1,000円を追加し、1億3,257万7,000円。

歳出合計、105万1,000円を追加し、1億3,575万円。

78ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金に52万6,000円を追加するものでございます。内容につきましては、補正財源を一般会計繰入金に求めるものでございます。

5款諸収入1項1目雑入に52万5,000円を追加するものでございます。内容につきましては、空調室外機の修繕料に対して、その2分の1が災害共済金、保険金として交付をされるものでございます。

続きまして歳出でございます、80ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に105万1,000円を追加するものでございます。内容につきましては、1月18日に発生しました強風により診療所屋上の空調室外機の破損が発覚したことから、医療再生に要する経費の11節需用費修繕料に105万1,000円を追加するものでございます。

なお、この経費につきましては、その2分の1が災害共済金として交付をされるものでございます。また、この補正予算につきましては、3月3日開催の第1回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 質疑を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第4号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

-
- ◎日程第14 議案第5号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計予算
 - ◎日程第15 議案第6号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
 - ◎日程第16 議案第7号 平成27年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
 - ◎日程第17 議案第8号 平成27年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - ◎日程第18 議案第9号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
 - ◎日程第19 議案第10号 平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
 - ◎日程第20 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - ◎日程第21 議案第15号 羅臼町青少年問題協議会条例を廃止する条例制定について
 - ◎日程第22 議案第17号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
-

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第5号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計予算から、日程第22 議案第17号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての9件を一括議題とします。

お諮りします。

議案第5号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計予算から、議案第17号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての9件の議案については、会議規則第38条

第3項の規定により、提案理由の説明を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第14 議案第5号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計予算から、日程第22 議案第17号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの9件の提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。

日程第14 議案第5号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計予算から、日程第22 議案第17号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの9件については、会議規則第38条第1項のただし書き及び委員会条例第5条により、議員全員の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議員全員の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選をお願いします。

議員控え室でお願いします。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 1時54分 休憩

午後 1時59分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(村山修一君) 諸般の報告をいたします。

休憩中に委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。

予算審査特別委員会委員長に坂本志郎君、副委員長に高島讓二君。

以上のとおり、互選された旨、報告がありました。

◎散会宣告

○議長（村山修一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、明日10日は、議案審査のため休会となります。

11日は、午前10時開議といたします。

11日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員